平成２６年（フ）第６１号
福岡県直方市大字感田1911番地　加藤アパート１号
債務者　安藤　義子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第６２号
福岡県直方市大字上新入2585番地67　グランドシャトーⅠ―106号
債務者　貞光　健太
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第６３号
福岡県直方市大字上新入2585番地67　グランドシャトーⅠ―106号
債務者　貞光　好美
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１７９号
福岡県久留米市長門石３丁目１番21―302号、前住所福岡県久留米市梅満町1207番地１　オーシャン梅満302号
債務者　平山　美穂
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１９４号
福岡県久留米市天神町37番地　シティコーポラス林601号、前住所福岡県久留米市上津町2228番地613　ＢＲＩＺＺⅧ102号
債務者　中神　孝子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１９７号
福岡県久留米市津福本町276番地３　カーサマリア502号
債務者　神谷　亀子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２２１号
佐賀市大財５丁目２番３号
債務者　有馬　暢浩
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
佐賀県西松浦郡有田町下本丙441番地３
債務者　松本　　繁
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１３５号
佐賀県西松浦郡有田町下本丙441番地３
債務者　松本真智子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１３９号
佐賀県武雄市東川登町大字永野887番地１
債務者　山北　匡彦
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第８１号
大分市須賀２丁目２番９号　グリーンガーデンＢ201
債務者　森内　佳代
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８１号
大分県豊後大野市犬飼町田原2910の１番地
債務者　村上須麻江
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０７号
大分市敷戸北町15番１―304号
債務者　秋吉　美佐（旧姓南）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６０号
宮崎市月見ケ丘６丁目１番16号　シティハウス月見ケ丘202号
債務者　黒木　賢愛
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６３号
宮崎県西都市大字童子丸517番地17
債務者　橋口　雅年
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７８号
宮崎県延岡市野田町5110番地　市営住宅６―１―３―47
債務者　中屋　義徳
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第８４号
宮崎県延岡市差木野町6180番地ロ号の３
債務者　渡邊ミナ子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部